

海外療養費の申請について

海外渡航中に病気などにかかり受診した場合に、国民健康保険の給付の範囲内で療養費が支給されます。

【支給される範囲】

支給が受けられるのは、その治療が日本国内の保険診療として認められた治療である場合です。次のような場合は除かれます。

1. 保険のきかない診療、差額ベッド代
2. 美容整形
3. 高価な歯科材料や歯列矯正
4. 治療を目的に海外へ行き治療を受けた場合
5. 自然分娩
6. 交通事故やけんかなど第三者行為や不法行為に起因する病気やケガ など

【支給される金額】

海外療養費の支給額は、日本国内で同様の病気やケガにより国民健康保険で治療を受けた場合を基準として計算され、実際に要した額と比較して少ない方の額から一部負担額を控除し、支給額の算定をします。(支給決定日の外国為替換算率が用いられます。)

海外療養費の支給には、申請を受け付けてから3か月くらいかかります。(書類に不備等があった場合は支給が遅くなる場合があります)。

※ 申請期間は、医療費を支払った日の翌日から2年間です。

【申請に必要なもの】

- ① 国民健康保険療養費支給申請書
- ② 診療内容明細書(様式A: Form A) ※現地の医療機関が記載
(歯科の場合: 歯科診療内容明細書(様式C: Form C) ※現地の医療機関が記載)
- ③ 領収明細書(様式B: Form B) ※現地の医療機関が記載
- ④ 領収書(原本) ※現地の医療機関が発行
- ⑤ 上記②～④の日本語訳文(各様式の裏面を参照: 翻訳者の住所、氏名等も記入)
- ⑥ 振り込み先の口座のわかるもの
- ⑦ 海外渡航の証明となるもの
※旅券、航空券、海外で使用したクレジットカードの明細、パスポート等
- ⑧ 調査に関わる同意書
- ⑨ 国民健康保険資格が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ等)。
マイナンバーカード

【申請窓口】

みよし市保険健康課(国保担当) 電話 0561-32-8011(直通)